



2023年7月28日

各 位

会社名 株式会社 ユビテック
代表者名 代表取締役社長 大内 雅 雄
(スタンダード・コード6662)
問合せ先 役職・氏名
グループ管理部 部長 手塚 佑 介
電 話 03-5447-6731

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年7月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年9月26日開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場企業において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、社会全体のデジタル化進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、現行定款第12条の変更の効力は、同法による改正後の産業競争力強化法に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるため、この条件に関する附則も併せて設けます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新設)	<u>(附則)</u>

	<p>1. 現行定款第12条（招集）の変更案の効力は、<u>「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）による改正後の産業競争力強化法に基づき、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生ずるものとする。但し、本附則を含む定款一部変更に係る議案が、株主総会で承認された日において、当会社が、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けている場合は、当該株主総会での承認日に効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.前項及び本項の規定は変更案第12条（招集）の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日：2023年9月26日（予定）
- (2) 定款変更の効力発生日：2023年9月26日（予定）

以上